

新百合丘駅周辺 景観計画特定地区／都市景観形成地区

景観形成方針・基準

平成10年8月17日

川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区指定の告示

平成10年12月28日

新百合丘駅周辺景観形成協議会の認定

平成12年2月17日

景観形成方針・基準の告示

平成12年4月1日

景観形成方針・基準の施行

平成17年12月1日

区域の変更の告示及び施行

平成19年12月19日

区域の一部を景観法に基づく景観計画特定地区へ移行
及び区域の変更の告示

平成20年7月1日

区域の一部を景観法に基づく景観計画特定地区へ移行
及び区域の変更の施行

平成26年3月5日

景観計画特定地区の広告物の基準の変更の告示

平成26年4月1日

景観計画特定地区の広告物の基準の変更の施行

令和2年1月30日

都市景観形成地区の広告物の基準の変更の告示

令和2年4月1日

都市景観形成地区の広告物の基準の変更の施行

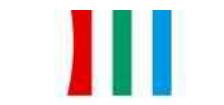
川崎市

まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-3022 FAX : 044-200-3969

E-mail : 50keikan@city.kawasaki.jp



令和2年4月発行



はじめに

新百合丘駅周辺地区は、川崎市の広域拠点と位置づけられており、市外の隣接都市拠点との調和のもとに適切な機能分担を行い、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力あふれた都市拠点の形成を推進しております。

当地区では、土地区画整理事業が行われた昭和52年～昭和60年に、街なみ形成に関する土地利用とデザインの基準を定めた「川崎新都心センター新百合丘駅周辺上物建設マスターplan」を作成し、新都心にふさわしいまちづくりを目指してまいりました。

その後、平成10年8月に川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区に指定され、上物建設マスターplanの内容を取り入れ、景観形成方針・基準の策定を行いました。この制度は、都市景観の形成を促進しようとする地区を指定し、地区の関係住民が設立する景観形成協議会と市との協議を経て、景観形成の方針・基準を定め、建築行為その他の届出制度や公共事業の推進によって、都市景観の形成を図るもので

す。
さらに、平成16年には景観法が制定され、本市においても、平成19年12月に景観法の規定に基づき、景観形成のマスターplanとして「川崎市景観計画」を策定いたしました。この景観計画では、地域の景観の形成を先導していく地区や、本市の景観の骨格の一部を構成する重要な地区等を「景観計画特定地区」として位置づけ、より積極的な景観の形成を図るものとしております。

これを受け、平成20年には、新百合丘駅周辺のA,Bエリアについて、基準はそのままに都市景観形成地区から景観計画特定地区に移行し、法に基づく届出が必要となりました。その後、平成22年度に、景観形成協議会から屋外広告物の基準見直しに関する提言をいただいたことから、周辺町内会、商店街等の皆様、景観形成協議会、市が協働で、景観計画特定地区の屋外広告物の基準の改正検討を行い、平成26年4月に、改正基準を施行いたしました。

また、都市景観形成地区についても、平成27年度に景観形成協議会でまち歩きが行われ、まちの状況の変化による基準見直しに関する提言をいただいたことから、景観形成協議会と市で基準の改正検討を行い、令和2年4月にCエリアの屋外広告物の改正基準を施行いたしました。

このパンフレットは、景観形成方針・基準に定められた、市民、事業者、市が共有できるような地区の景観づくりの考え方や、建築物、工作物、公共施設の具体的なデザインの基準などの内容を解説したものです。これにより、当地区のまちづくりをご理解いただければと思います。



令和2年4月

目次

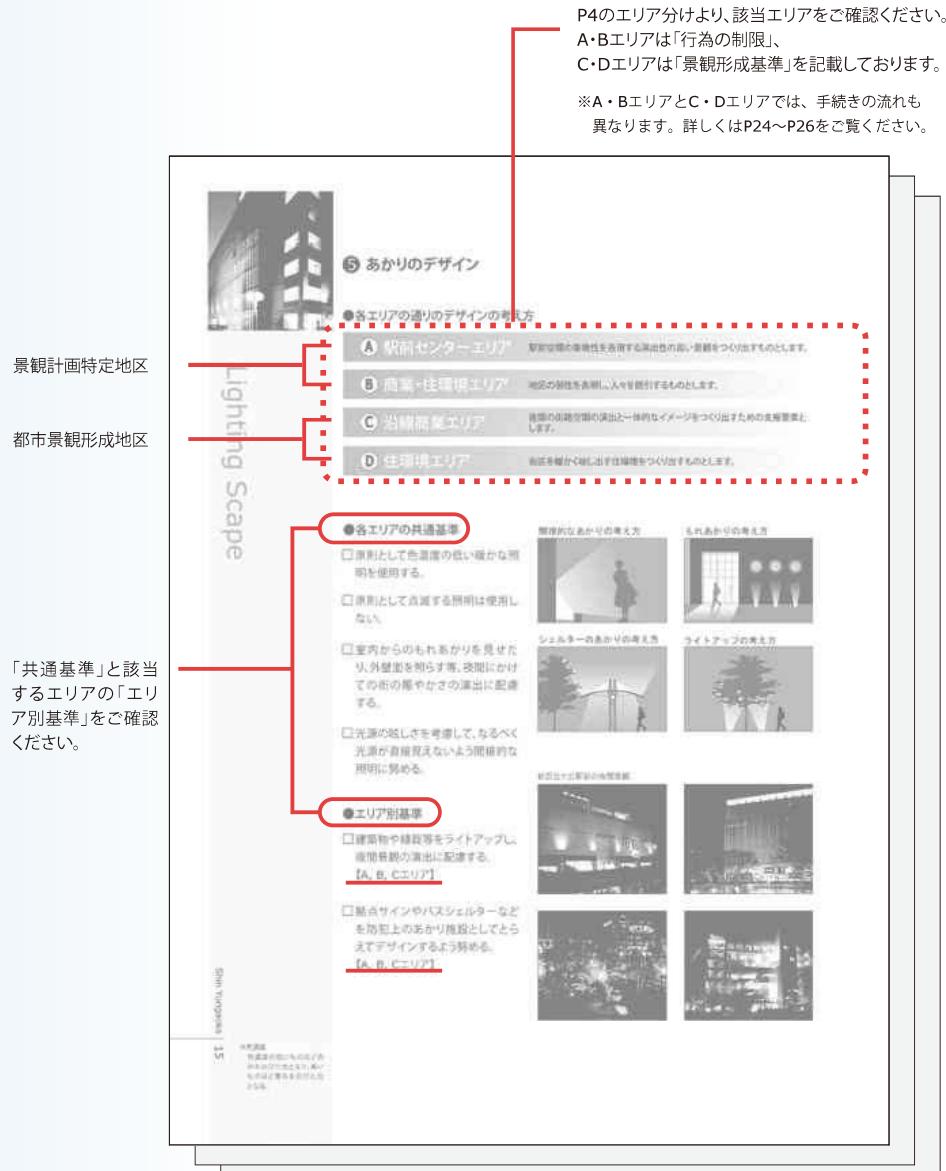
はじめに	1
本パンフレットの見方	3
区域の範囲とエリア分け	4
まちづくりテーマ	5
都市景観形成の基本目標	5
景観形成方針	5
景観形成要素の分類	5
景観形成のための行為の制限／景観形成基準	
① 建築物のデザイン	7
② 緑のデザイン	9
③ 通りのデザイン	11
④-1 広告物のデザイン (A・Bエリア)	12
④-2 広告物のデザイン (C・Dエリア)	20
⑤ あかりのデザイン	27
届出の手続きについて	28

川崎市景観計画に定める良好な景観の形成のための「行為の制限／景観形成基準」を、本パンフレットにおいては「基準」と表記します。



Shin-Yurigaoka 02

本パンフレットの見方



区域の範囲と エリア分け

新百合ヶ丘駅周辺地区内にはさまざまなおこながいがあります。この範囲を4つのエリアに分類し、各々の景観特性を考えています。

景観計画特定地区

A 駅前センターエリア

中心商業・業務エリアとして、大規模店舗、サービス施設などの集積により、中央街区に相応しい街並みを促進するエリアであり、にぎわいと統一感のある景観が求められています。

B 商業・住環境エリア

活気溢れる多様な店舗・サービス施設などと住宅の混在したエリアであり、商業と住環境の調和が図られた景観が求められています。

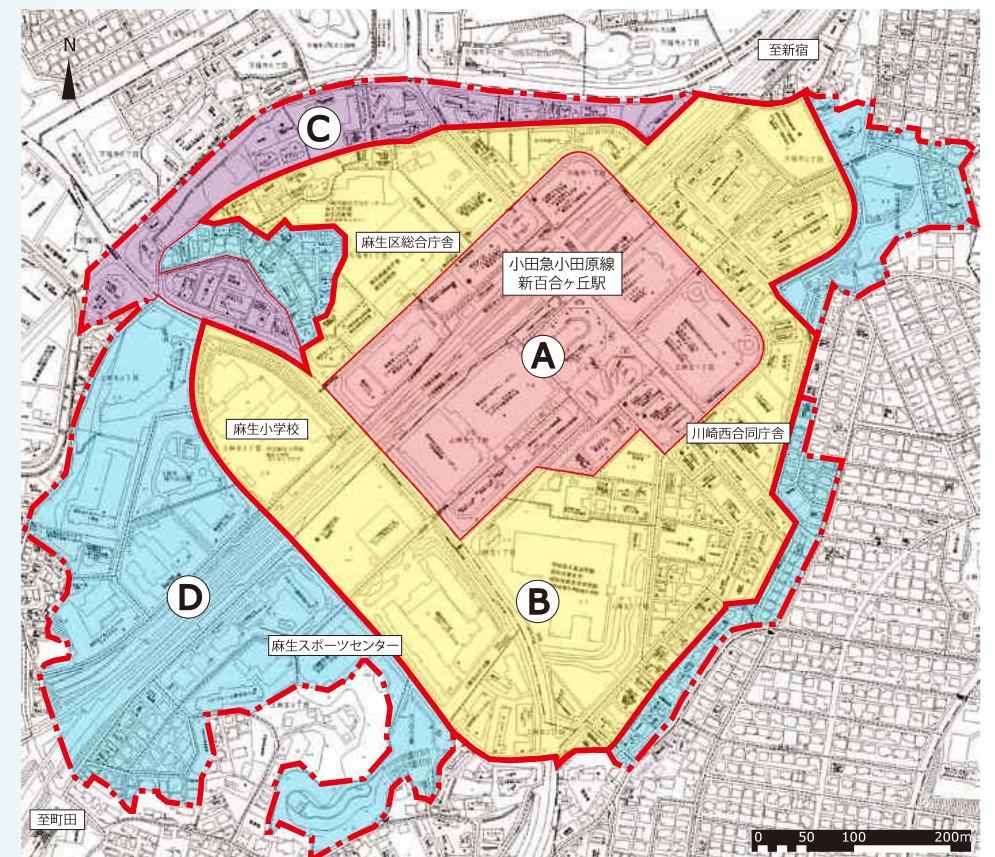
都市景観形成地区

C 沿線商業エリア

主要幹線道路に面し、店舗やサービス施設が建ち並ぶエリアであり、道路と調和した連続的な景観が求められています。

D 住環境エリア

豊かな自然の中に住宅が建ち並んだエリアであり、自然と住環境の調和が図られた景観が求められています。



景観計画特定地区的範囲

都市景観形成地区的範囲

まちづくりテーマ

まちの将来像を共有するための
まちづくりテーマを定めます。

出会い・ふれあいの街

都市景観形成の 基本目標

新都心にふさわしい街なみを形
成し、人々が快適に生活できる、
魅力ある街を目指します。

景観形成方針

街なみを構成するさまざまな要
素（自然、地形、街路、建物など）
が、各々の役割を十分に發揮し、
魅力ある都市景観をつくります。

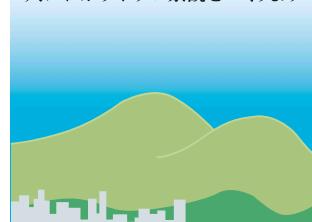
※ヒューマンスケール
人の五感によって容易に把握でき、違和
感のない規模や空間

地域の個性と華やかさが 演出されているまちづくり



豊かな自然の風景や
人々の生活が見える
ヒューマンスケールの
新都心景観づくり

遠くからの眺めや
近づいた時の景色など、
異なる視点での配慮がなされた
人にわかりやすい景観をつくります



奥行きや深み、
変化を感じさせる
街なみ景観づくり

坂や丘などによる地形の変化や、
壁面に変化を加えた建物など、
街の施設や自然が見え隠れする
飽きのこない景観をつくります

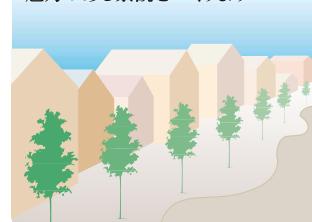


自然や地域とのふれあいを 大切にしたまちづくり



人々を誘引するような
開放的で連続性の
ある街路景観づくり

建物や敷地が通りと一緒にとなり、
ゆとりや余韻が感じられ、
人々が心地よく過ごせる
魅力のある景観をつくります

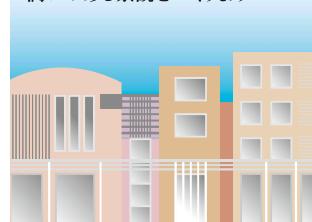


人々が集まり、 ゆとりと安心感のあるまちづくり



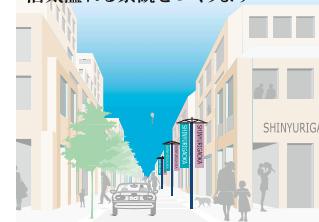
落ち着きや暖かみが
感じられ、秩序のある
建物景観づくり

時の変化とともに味わいの増す
素材や色彩を活かし、
統一感や規則性が感じられる
潤いのある景観をつくります



地域の独自性を活かした、
にぎやかで楽しい
商業景観づくり

街独自の祭りやイベントを行い、
季節の感じられる広告類や
工作物などを効果的に利用して、
活気溢れる景観をつくります



景観形成要素の分類

景観形成要素を次の5つに分
類して、各エリアごとに基準を定
めます。

① 建築物のデザイン

建築物は、街なみを構成する主要な
景観要素として、高さや重なり、形態、
連続性など、周囲と調和させながら、
時代の変化に対応できる外観のデザ
インとします。色彩については基調色
を活かし魅力ある街なみの形成に努
めます。また、大規模な建築物や公共
性の高い建築物、高台や交差点など
人の目に付く場所にある建築物には、
特に景観的な配慮をします。

② 緑のデザイン

緑は都市に美しさと潤いを与えてくれる
大切な資源です。もともと存在した
自然景観を保全、再生していくことを
積極的に進めます。また、場所に応じ
た樹木の効果的活用を図りながら、季
節感のある自然とのふれあいを大
切にした景観をつくり出します。

③ 通りのデザイン

通りの連続感や一体感を感じさせ、賑
わいがあり、歩く人の視点を配慮した、
わかりやすい景観をつくります。
ゆっくりと歩け、立ち止まってくつろぎ
たくなるような、歩行者にやさしく清
潔で安全な道路空間をつくります。商
業施設や公共施設などと一体化を感
じさせる、開かれたイメージをめざし
ます。

④ 広告物のデザイン

街の賑やかさや華やかさを演出する
広告物により、街なみ景観の個性や
魅力の向上に積極的に貢献します。
建築物のデザインを引き立て、また
通りのイメージづくりに役立つ、獨
自性と品のある質の高い広告物をめざ
します。

⑤ あかりのデザイン

光の強さ、色、位置などを考慮した適
切な照明計画を行うことにより過剰な
照明とならないように配慮します。
ものを浮き上がらせる間接的な光に
より、建物、広場、街路、緑の存在感を
より一層引き出し、昼間の景観から夜
の景観への移り変わりや、季節や時
間の変化に対応した光の色や強さの
工夫がなされた夜間景観をつくりま
す。



景観形成のための行為の制限／ 景観形成基準

景観形成方針に基づき、建築物、工作物、広告物などのデザインについての具体的な基準を定めます。

① 建築物のデザイン

● 各エリアの建築物のデザインの考え方

A 駅前センターエリア

駅前ゾーンにふさわしい象徴性や華やかさのあるものとします。

B 商業・住環境エリア

歩く人の視点に合わせたヒューマンスケールで変化に富んだものとします。

C 沿線商業エリア

車からの視点を意識した建築物の工夫と、歩行者を引き込むような開放的なものとします。

D 住環境エリア

自然との調和を図った落ち着きや暖かさを感じられるものとします。

各エリアの共通基準

□ 大規模な建築物は、周辺との調和を考え、圧迫感をなくし単調な表情とならないようデザインとする。

落ち着いた色彩で統一された街並み



□ 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用する。

単調にならないよう工夫したデザイン



建築物と一体化した屋外階段



□ 外壁、屋根などに広い面積にわたって高彩度色を使用することを避け、自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。



□ 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努める。



□ ベランダ、バルコニーは建築物本体と調和したものとし、洗濯物や室外機などのが見えにくいやうバルコニーの手摺の形態や室外機などの位置に配慮する。

建築物本体と調和したバルコニー



設置に配慮したゴミ置き場と駐輪場



□ ゴミ置き場など建築付帯施設や屋外設備類は、直接見えにくいやう、位置や囲いの形態に配慮する。また、できるだけ緑化などで修景するとともに、色彩は建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮する。

エリア別基準

□ 高層の建築物は、低層部と高層部のデザインを切り替えるなどして、低層部で変化のある表情をつくるよう配慮する。

【A, B, Cエリア】

□ 窓のデザインは壁面全体のバランスを考え、単調とならないよう配置、形状、割り付けに配慮する。

【A, B, Cエリア】

□ 通りと接する部分では建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間(滞留空間)が形成されるよう配慮する。また、滞留空間の形成が困難な場合はエントランス部を開放的なデザインとする。

【A, B, Cエリア】

□ 建築物の色彩は、街並みの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で下記の色彩を使用するものとする。

Aエリア

中高層部は色相5YR～10Y、明度7.0以上、彩度1.5以下とする。

低層部は色相5YR～10Y、明度5.0以上、彩度2.5以下とする。

B, Cエリア

中高層部は色相10R～5Y、明度6.5以上、彩度2.5以下とする。

低層部は色相10R～5Y、明度5.0以上、彩度3.5以下とする。

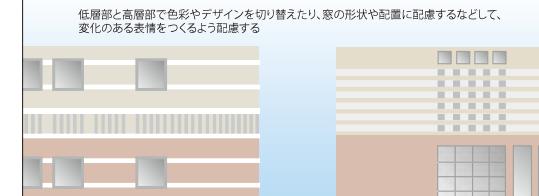
Dエリア

高層部は色相10R～5GY、明度6.5以上、彩度2.5以下とする。

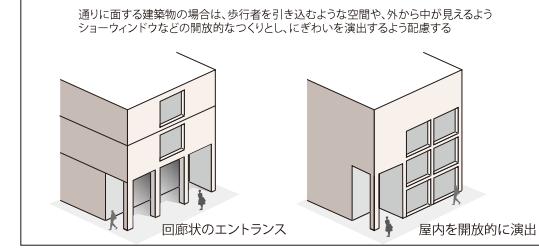
中層部は色相10R～5GY、明度5.0以上、彩度2.5以下とする。

低層部は色相10R～5GY、明度3.0以上、彩度3.0以下とする。

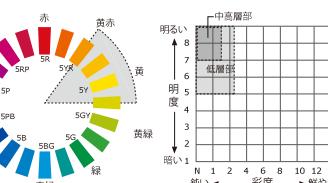
建築壁面のデザインイメージ



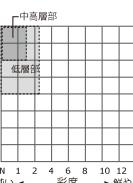
店先空間のデザインイメージ



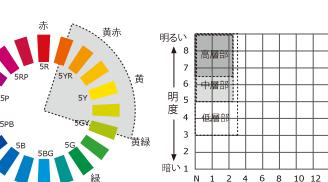
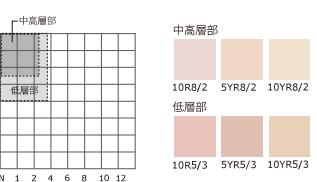
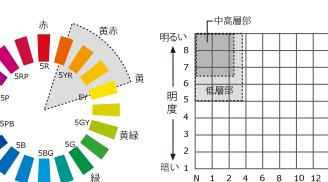
色相



明度・彩度



カラーパレット例



*高さの基準

低層部(2階以下かつ高さ10m以下)

中層部(高さ15m以下で低層部以外の部分)

高層部(高さ15m超)

*マンセル値について
マンセル値は様々な色を記号化して表したもので、マンセル値では赤や黄色といった色の種類(色相)、色の暗さや明るさ(明度)、強い色や淡い色などの色の鮮やかさ(彩度)の3つの指標で色を表します。

② 緑のデザイン

●各エリアの緑のデザインの考え方

A 駅前センターエリア

街の玄関口の顔としての地域性を創出するものとします。

B 商業・住環境エリア

四季の変化に富んだ景観をつくり出すものとします。

C 沿線商業エリア

建物や道路工作物などとの調和を図り、街路の流れを意識させる配置とします。

D 住環境エリア

既存の緑を保全し、親しみやすく潤いのある環境をつくり出すものとします。

各エリアの共通基準

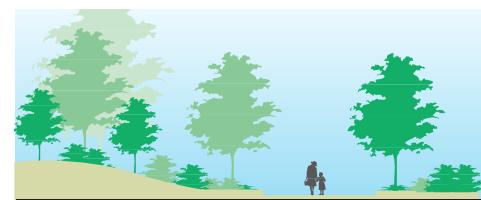
- 地区全体として40%以上の緑の自然空間の確保を目標とする。
※緑の目標値は上物建設マスター プランの考え方による。

歩行者専用路に面する植栽



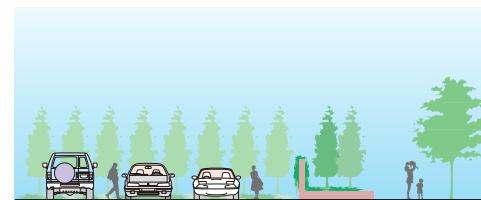
- 歩行者専用路などに面する部分
植栽帯ができるだけ広くとり、歩行者専用路と一体となったものとする。このため仕切り柵は極力避けることとし、設ける場合にも、植栽をからめるなどの配慮をする。

●歩行者専用路などに面する植栽の考え方



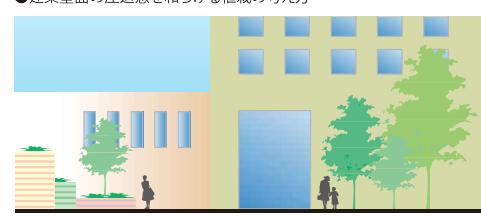
- 駐車場及びバックヤードの周囲
駐車している自動車や仮置きしている商品などの目隠しとなるよう、外周に生垣などの植栽帯を設けることを原則とする。また、駐車場内においても積極的に植栽を行うものとする。

●駐車場及びバックヤードの周囲の植栽の考え方



- 滞留空間(オープンスペース)
通りと一体的な空間とし、舗装素材との調和を図りながら積極的な緑化に努める。

●建築壁面の圧迫感を和らげる植栽の考え方



- 公共空間に面する外壁などの部分
建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽する。

エリア別基準

- 街の玄関口としてのシンボル性を考慮し、壁面後退等による空地の部分には、景観のポイントとなる個性や四季の感じられる植栽を考えるものとする。

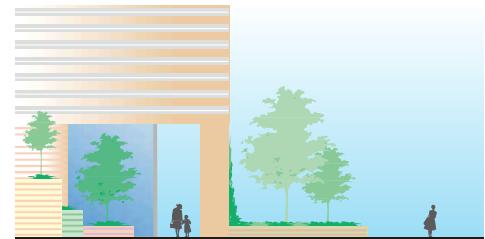
【Aエリア】

- 建築物との調和を図りながら、敷地内はできる限り緑化し、周囲に柵などが必要な場合は生垣を主体とした植栽に努める。【B, Dエリア】

- 沿線の建物の連続性やにぎわいに配慮した、歩道と一緒にロードサイド型の開放的な植栽を行うよう努める。

【Cエリア】

●建築物との調和を図った植栽の考え方



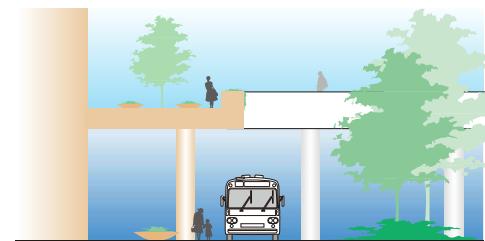
●連続性やにぎわいに配慮した植栽の考え方



●新百合ヶ丘駅南口広場の緑の景観



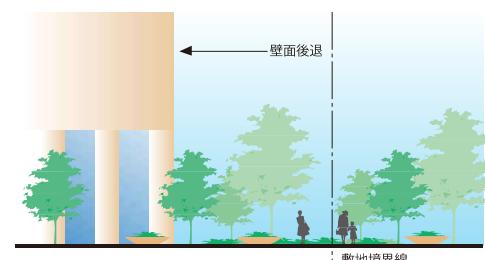
●街の玄関口としてのシンボル植栽の考え方



●新百合ヶ丘駅周辺の緑の景観



●壁面後退などによる通りと一体となった空地の植栽の考え方



③通りのデザイン

●各エリアの通りのデザインの考え方

A 駅前センターエリア

駅に向かう求心性と開放感があり、施設との一体化を図ったものとします。

B 商業・住環境エリア

多様な魅力をもった店先空間をつくり、立ち止まりたくなるような雰囲気をつくり出すものとします。

C 沿線商業エリア

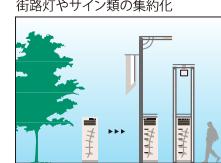
幹線道路の連続感や一体感を感じさせるリズムや流れをつくり出すものとします。

D 住環境エリア

安心して散策ができる、自然の地形をいかしたヒューマンスケールなものとします。

各エリアの共通基準

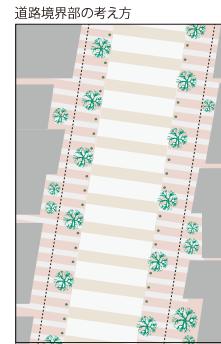
□歩道やストリートファニチュアなどには自然が感じられる色や素材をできるだけ使用する。



□街路灯やサイン類などはできるだけ集約化し、シンプルで洗練されたデザインとする。



□建築物や敷地の特性に配慮して、境界部やエントランス部のデザインを行う。



エリア別基準

□通りと敷地の境界には、原則として柵や柵を設けない。
【A, Cエリア】



□外壁の後退などにより生じた空間は、道路などの公共空間と一体となつた開放的な空間として整備するよう努める。

【A, B, Cエリア】



④-1 広告物のデザイン【A・Bエリア】

(広告物のデザインの基準については、A・BエリアとC・Dエリアを分けて記載しています)

●A・Bエリアの広告物のデザインの考え方

A 駅前センターエリア

建物と調和し、都市の活気を演出するものとします。

B 商業・住環境エリア

建物との一体化を図り、質の高いデザインによりエリア全体のイメージをつくり出すものとします。

用語の定義

【A, Bエリアの共通基準】

□「接地階」とは、地上又は歩行者デッキ(以下、「接地面」という。)に接している階をいう。



□「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下、「建築物等」という。)の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。

□「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。



□「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。



□「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。



□「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。



□「地上設置広告物」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。



□「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。

文字のデザイン

【A, Bエリアの共通基準】

①広告物の面積に対する文字面積は40%以下とし、原則として、文字面積の2/3以上の部分を8文字(※)以下の単一の文節で構成する。ただし、文字面積を20%以下とした場合は除く。

※会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。

②①について、文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、文字面積を50%まで拡大できる。

③①について、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、文字面積を60%まで拡大できる。

④アルファベット等の音素文字等の場合は、①～③の基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に1/2を乗じて計算できる。

⑤①～④の基準は、地上1階又は歩行者デッキの階に設置する1.5m以下 の広告物については、適用しない。



色数:1色
「地」の色彩:N2(N9) 「文字」の色彩:N9(N2)
文字面積:28% 文字数:5文字



色数:1色
「地」の色彩:N3
「文字」の色彩:N9
文字面積:20% 文字数:3文字



色数:2色
「地」の色彩:8BG 2/3
「文字」の色彩:N9
文字面積:41%
文字数:16文字(9/10以上4文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:6PB 2/7 「文字」の色彩:N9
文字面積:21%
文字数:7文字(2/3以上8文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:1YR 3/3
「文字」の色彩:N9
文字面積:39% 文字数:5文字(2/3以上8文字以下)



屋上広告物

【A, Bエリアの共通基準】

- 建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。



バナーフラッグ

【A, Bエリアの共通基準】

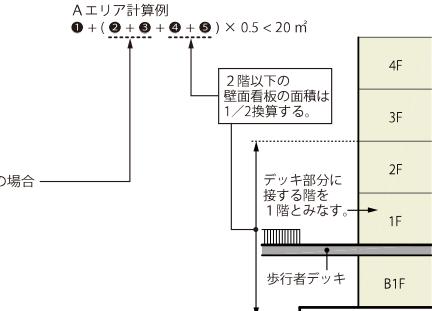
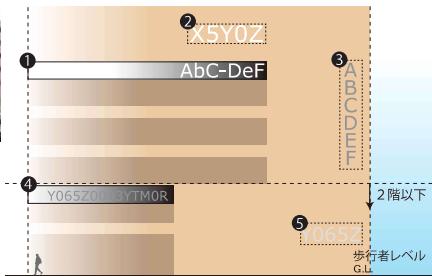
- 大きさは、横の長さ1m以下とし、設置高さは、地上又は歩行者デッキから9m以下とする。複数設置する場合は、設置高さ及びバナーフラッグの縦の長さを揃えて設置する。



壁面看板

【A, Bエリアの共通基準】

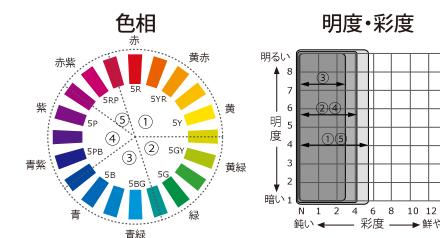
- 歩行者デッキに接している建築物は、デッキ部分に接する階を1階とみなす。
- 3階以上に設置する切文字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看板については、広告物の面積を1/2とみなして換算する。



【エリア別基準】

- 壁面1面につき20m²とし、かつ、壁面全面の合計で60m²以内とする。
【Aエリア】

- 壁面1面につき5m²とし、かつ、壁面全面の合計で15m²以内とする。
【Bエリア】

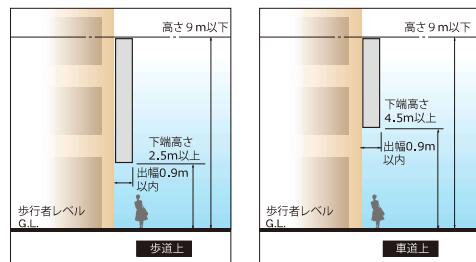


3階以上に設置する壁面看板の「地色」に使用できる色彩

袖看板

【エリア別基準】

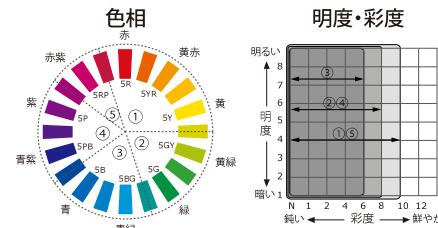
- ・袖看板は、設置しない。【Aエリア】
- ・1壁面当たり1か所に集約する。【Bエリア】
- ・袖看板の上端は、地上から9m以下とし、下端は、歩道上では路面から2.5m以上、車道上では路面から4.5m以上とし、道路への路端からの出幅は、0.9m以下とする。
【Bエリア】



日除けテント

【A, Bエリアの共通基準】

- ・窓全面を覆ってはならない。日除けテントに使用する色彩は、右図に掲げる範囲内とする。



映像装置

【A, Bエリアの共通基準】

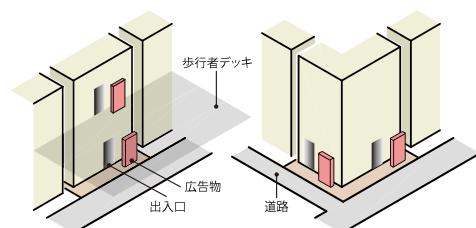
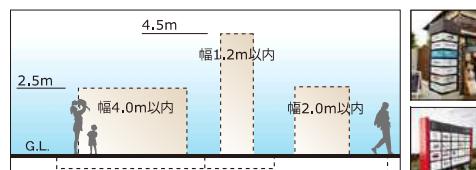
- ・接地範囲のみの設置で、1壁面当たり1か所(1テナント当たり1か所)までとする。
- ・大きさは、1壁面当たり3m²以下とする。



地上設置広告物

【A, Bエリアの共通基準】

- ・できる限り集約し、設置は、建築物の主要な出入口ごとに1か所までとする。
- 【エリア別基準】
 - ・縦の長さ4.5m以下、横の長さ1.2m以下、又は縦の長さ2.5m以下、横の長さ4m以下とする。【Aエリア】
 - ・縦の長さ4.5m以下、横の長さ1.2m以下、又は縦の長さ2.5m以下、横の長さ2m以下とする。【Bエリア】



窓面広告物・窓裏広告物・ショーウィンドウ

【A, Bエリアの共通基準】

- ・窓面広告物、窓裏広告物、ショーウィンドウの掲出については、窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内又はショーウィンドウ内に、設置又は表示するものとする。この場合、1壁面において、各階ごとに、各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50%以下とし、また、非常用の進入口を妨げず、ガラス部分からの離隔距離を一定に保ち、広告物本体が容易に傾かないよう固定する。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。

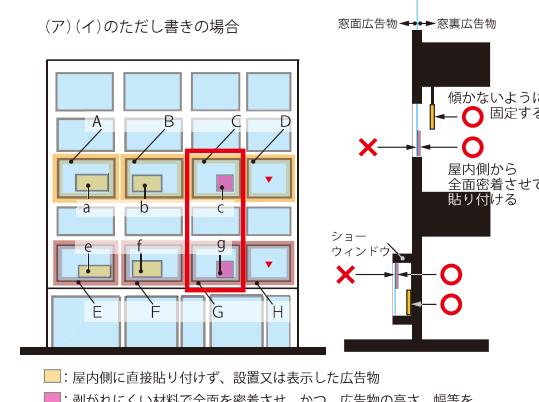
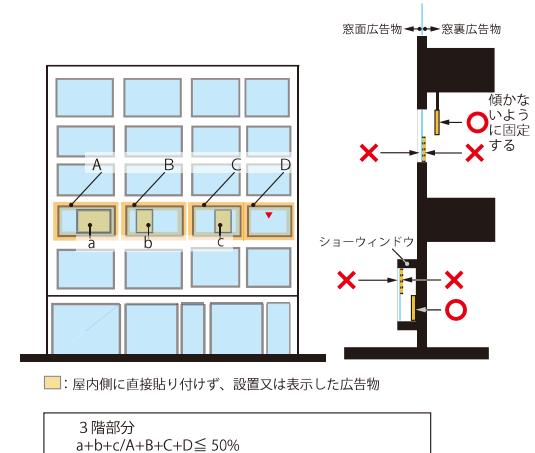
(ア) 窓、扉等のガラスの屋内側から剥がれにくい材料等で、広告物の全面を密着させ、1壁面において、各階ごとに各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の20%以下とし、非常用の進入口である旨の表示を妨げず、広告物の高さをできる限り統一し、ビル全体で計画した位置に揃えて設置したもの。

(イ) (ア)に掲げる広告物及び窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内側又はショーウィンドウ内に、設置又は表示した広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50%以下としたもの。

- ・広告物は切文字式を優先し、切文字式でない場合は、広告物の地色に使用する色彩を明度4以下若しくは彩度4以下とする。ただし、広告物の地色に使用する色彩のうち、
 - ・アクセントとして広告面積の15%以下の面積で使用する色彩
 - ・会社名等に係る商標登録に使用されている色彩
 - ・写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩
- で市長が認めた場合については、適用しない。

・各広告物は、見やすいものとなるよう、色数、文字数及び字体の種類をできる限り少なくするととも、文字の大きさをできる限り統一し、文字又は图形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとする。

- ・各広告物を複数階(接地階を除く。)に設置する場合は、設置位置及び幅をできる限り統一する。



看板**【A, Bエリアの共通基準】**

- ・1基当たりの大きさを、高さ1.2m、幅0.9m以内とし、できる限り隣接する看板と大きさを揃える。
- ・できる限り集約とともに、建築物の外壁から1m以内に整列させる。
- ・道路敷地内に設置しない。
- ・風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置する。

**アーチサイン等****【A, Bエリアの共通基準】**

- ・設置は、商店会等に限る。
- ・設置にあたっては、街の賑わいを高めるとともに、周辺環境と調和させる。

**立看板等・広告旗(バナーフラッグを除く。)・広告幕****【A, Bエリアの共通基準】**

- ・立看板等、広告旗(バナーフラッグを除く。)又は広告幕は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - ・講演会、展覧会、音楽会等のため、催事開催日の前日から終了する日まで設置し、また、道路敷地内に設置せず、容易に転倒しないなど安全な方法で設置する立看板等又は広告旗
 - ・講演会、展覧会、音楽会等のため、催事が開催される日の30日前から終了する日まで設置し、また、できる限り汚れにくい幕又は汚れが目立つにくい幕を使用する広告幕

電柱を利用する添加看板及び巻付け看板**【A, Bエリアの共通基準】**

- ・電柱を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しない。ただし、住居表示、通学路表示、道路名表示、海拔表示その他これらに類する公共的目的をもって、単体で設置するものは、この限りでない。

A, Bエリアにおける屋外広告物に関する行為の制限についての適用除外

次の①～⑧のうち、景観形成方針と合致し、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。

- ①法令により義務付けられたもの
- ②公共的目的のもの
- ③道標等の誘導案内目的のもの
- ④公職選挙法による選挙運動のためのもの
- ⑤冠婚葬祭又は祭礼等による一時的なもの
- ⑥即時に脱着ができ、表示面積が1m²以下のもの
- ⑦一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めないもの
- ⑧その他市長が認めるもの

また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。

Advertising Scape [C · D Area]**④-2 広告物のデザイン【C・Dエリア】**

(広告物のデザインの基準については、A・BエリアとC・Dエリアを分けて記載しています)

●C・Dエリアの広告物のデザインの考え方**C 沿線商業エリア**

昼間の街路空間の演出と一体的なイメージをつくり出すための支援要素とします。

D 住環境エリア

わかりやすく周辺環境と調和したものとします。

屋上広告物**【C, Dエリアの共通基準】**

- ・屋上広告物は設置しない。

**広告物の配置****【C, Dエリアの共通基準】**

- ・広告物はできるだけ集約化し、街なみに調和する質の高いデザインとする。

**広告物の照明****【C, Dエリアの共通基準】**

- ・点滅する広告物やネオン管の露出する広告物は、原則として禁止する。

広告幕・のぼり**【C, Dエリアの共通基準】**

- ・広告幕、のぼりは原則として禁止する。

電柱を利用する添加看板及び巻付け看板**【C, Dエリアの共通基準】**

- ・電柱広告は、企業の商業広告を禁止する。

看板**【C, Dエリアの共通基準】**

- ・看板は高さ1.2m、幅0.9m以内とする。



色彩・文字のデザイン

【エリア別基準】

- 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は图形の形状若しくは配置が乱雑にならないよう配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるように努める。

【Cエリア】

色彩のデザイン

【エリア別基準】

- 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。

【Cエリア】

- 広告物に使用する色彩の中に、明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、2色以内とするよう努める。

【Cエリア】

- 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩の使用を推奨する。ただし、やむを得ず「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、右記の範囲内とするよう努めるとともに、「文字」の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。

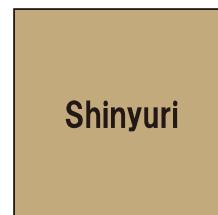
【Cエリア】

*色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなす。

*アクセントとして小さい面積(文字面積の15%以下、又は文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告面積の15%以下)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(图形として商標登録されたもの)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。



色数:2色
「地」の色彩:5PB 2/4
文字の色彩:N9



色数:2色
「地」の色彩:2.5Y 7/4
文字の色彩:N1

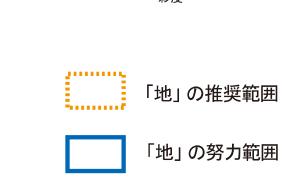
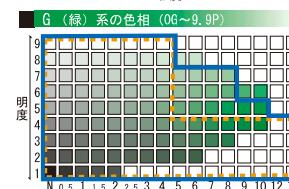
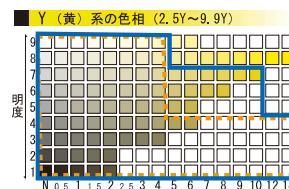
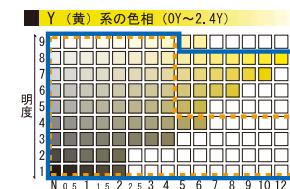
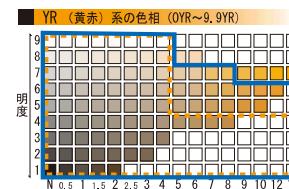


色数:3色
「地」の色彩:1G 1/3, 2.5YR 2/2
文字の色彩:N9



色数:3色
「地」の色彩:5R 2/4, N9
文字の色彩:N9, 10B 2/6

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0R~9.9R	5以下 7以下	14以下 8以下	0GY~9.9GY	7以下	10以下
0YR~9.9YR	6以下 7以下	14以下 8以下	0G~9.9P	5以下 7以下	10以下 8以下
0Y~2.4Y	8以下	14以下	0RP~9.9RP	5以下 7以下	12以下 8以下
2.5Y~9.9Y	7以下	10以下			



□ 「地」の推奨範囲

□ 「地」の努力範囲

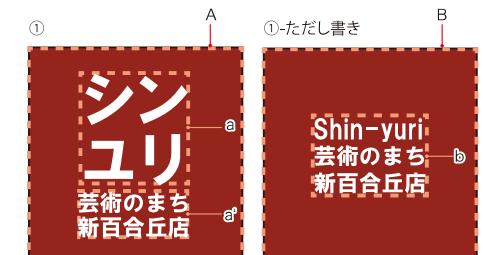
文字のデザイン

【エリア別基準】

- ①広告物の面積に対する文字面積は40%以下とし、原則として、文字面積の2/3以上の部分を8文字(※)以下の単一の文節で構成する。ただし、文字面積を20%以下とした場合は除く。

【Cエリア】

- ※会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。



- ②①について、文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の单一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、文字面積を50%まで拡大できる。

【Cエリア】

- ③①について、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、文字面積を60%まで拡大できる。

【Cエリア】

- ④アルファベット等の音素文字等の場合は、①～③の基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に1/2を乗じて計算できる。

【Cエリア】

- ⑤①～④の基準は、接地階に設置する1.5m以下 の広告物については、適用しない。

【Cエリア】



色数:1色
「地」の色彩:N2(N9) 「文字」の色彩:N9(N2)
文字面積:28% 文字数:5文字



色数:1色
「地」の色彩:N3 「文字」の色彩:N9
文字面積:20% 文字数:3文字



色数:2色
「地」の色彩:7R 3/10 「文字」の色彩:N9
文字面積:56% 文字数:4文字



色数:2色
「地」の色彩:2YR 2/3 「文字」の色彩:2B 2/3
文字面積:50% 文字数:4文字



色数:2色
「地」の色彩:6PB 2/7 「文字」の色彩:N9
文字面積:21% 文字数:7文字(2/3以上8文字以下)



色数:2色
「地」の色彩:1YR 3/3 「文字」の色彩:N9
文字面積:39% 文字数:5文字(2/3以上8文字以下)

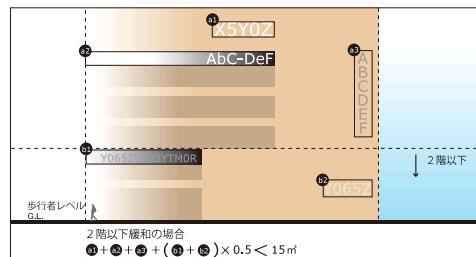
壁面看板

【C, Dエリアの共通基準】

- 自家広告物に限る。
- 色彩は3色以内とし、コーポレートカラーの使用を原則とする。ただし、3階以上に設置する場合は高彩度色を使用しない。
- 壁面1面につき $5m^2$ で最大 $15m^2$ 以内とする。
- 2階以下の部分については、広告物の面積を $1/2$ とみなして換算する。

※高彩度色は、マンセル色度図で定める各色相の最高彩度の $1/3$ 以上を示す。

※コーポレートカラー
企業の象徴的なイメージ色として、マークや社名などに使用されている色をいう。



- 広告物は切文字式を優先し、切文字式でない場合は、広告物の地色に使用する色彩を明度4以下若しくは彩度4以下とする。ただし、広告物の地色に使用する色彩のうち、
 - アクセントとして広告面積の15%以下の面積で使用する色彩
 - 会社名等に係る商標登録に使用されている色彩
 - 写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩
- で市長が認めた場合については、適用しない。

【Cエリア】

- 各広告物は、見やすいものとなるよう、色数、文字数及び字体の種類をできる限り少なくするとともに、文字の大きさをできる限り統一し、文字又は图形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとする。

【Cエリア】

- 各広告物を複数階(接地面を除く。)に設置する場合は、設置位置及び幅をできる限り統一する。

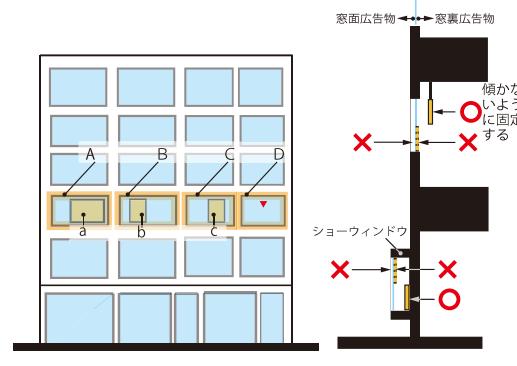
【Cエリア】

- 窓面広告物、窓裏広告物、ショーウィンドウの掲出については、窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内又はショーウィンドウ内に、設置又は表示するものとする。この場合、1壁面において、各階ごとに、各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50%以下とし、非常用の進入口を妨げず、ガラス部分からの離隔距離を一定に保ち、広告物本体が容易に傾かないよう固定する。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。

(ア) 窓、扉等のガラスの屋内側から剥がれにくい材料等で、広告物の全面を密着させ、1壁面において、各階ごとに各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の20%以下とし、非常用の進入口である旨の表示を妨げず、広告物の高さをできる限り統一し、ビル全体で計画した位置に揃えて設置したもの。

(イ) (ア)に掲げる広告物及び窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内側又はショーウィンドウ内に、設置又は表示した広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50%以下としたもの。

【Cエリア】

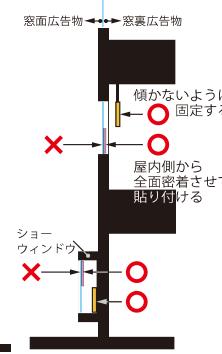
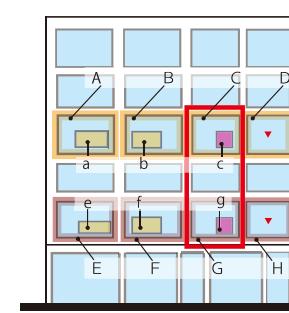


袖看板

【C, Dエリアの共通基準】

- 1壁面につき1か所とし、できる限り集約化する。
- 取り付け位置は地上高さ9m以下とし、下端高さは歩道上は2.5m以上、車道上は4.5m以上とする。出幅は0.9m以内とする。

(ア)(イ)のただし書きの場合

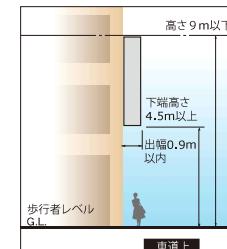
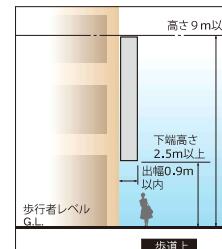


4階部分
c /A+B+C+D≤20%

3階部分
a+b+c/A+B+C+D≤ 50%

2階部分
g/E+F+G+H≤20%

a+b+c/A+B+C+D≤ 50%



道路上に設置するものについては、この基準以外に道路占用許可基準による制限が適用される。

立看板

【エリア別基準】

- 立看板は原則として設置しない。ただし、次に該当するものは、この限りでない。
 - 店舗等の営業に供するもので当該店舗等の営業時間内に設置するもの。
 - 道路敷地内に設置せず、容易に転倒しないなど安全な方法で設置するもの。

【Cエリア】

- 立看板は原則として設置しない。

【Dエリア】

地上設置広告物

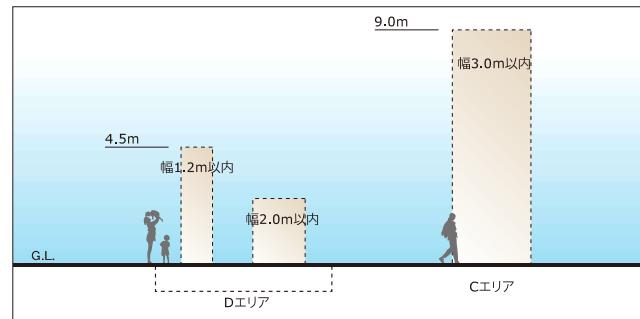
【C, Dエリアの共通基準】

- 原則として1敷地当たり1か所に集約して設置する。

【エリア別基準】

- 高さ9.0m、幅3.0m以内
【Cエリア】

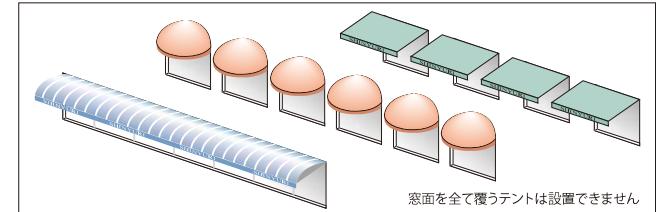
- 高さ4.5m、幅1.2m以内
または高さ2.5m、幅2.0m以内
【Dエリア】



日除けテント

【C, Dエリアの共通基準】

- 日除けテントは窓全面を覆ってはならない。また、テントの色彩は原則として落ち着いたものとする。



アーチサイン等

【エリア別基準】

- アーチサインなどの設置は、商店会などに限るものとする。設置にあたっては、街の賑わいを高めるとともに、周辺環境と調和したものとする。

【Cエリア】



バナーフラッグ

【エリア別基準】

- 大きさは、横の長さ1m以下とし、設置高さは、地上から9m以下とする。複数設置する場合は、設置高さ及びバナーフラッグの縦の長さを揃えて設置する。

【Cエリア】



映像装置

【エリア別基準】

- 接地範囲のみの設置で、1壁面当たり1か所(1テナント当たり1か所)までとする。大きさは、1壁面当たり3m²以下とする。

【Cエリア】





⑤ あかりのデザイン

●各エリアの通りのデザインの考え方

A 駅前センターエリア

駅前空間の象徴性を表現する演出性の高い景観をつくり出すものとします。

B 商業・住環境エリア

地区の個性を表現し、人々を誘引するものとします。

C 沿線商業エリア

夜間の街路空間の演出と一体的なイメージをつくり出すための支援要素とします。

D 住環境エリア

街区を暖かく映し出す住環境をつくり出すものとします。

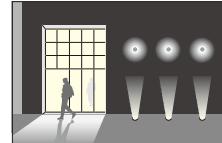
各エリアの共通基準

- 原則として色温度の低い暖かな照明を使用する。
- 原則として点滅する照明は使用しない。
- 室内からのもれあかりを見せたり、外壁面を照らす等、夜間にかけての街の賑やかさの演出に配慮する。
- 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう間接的な照明に努める。

間接的なあかりの考え方



もれあかりの考え方



シェルターのあかりの考え方



ライトアップの考え方



エリア別基準

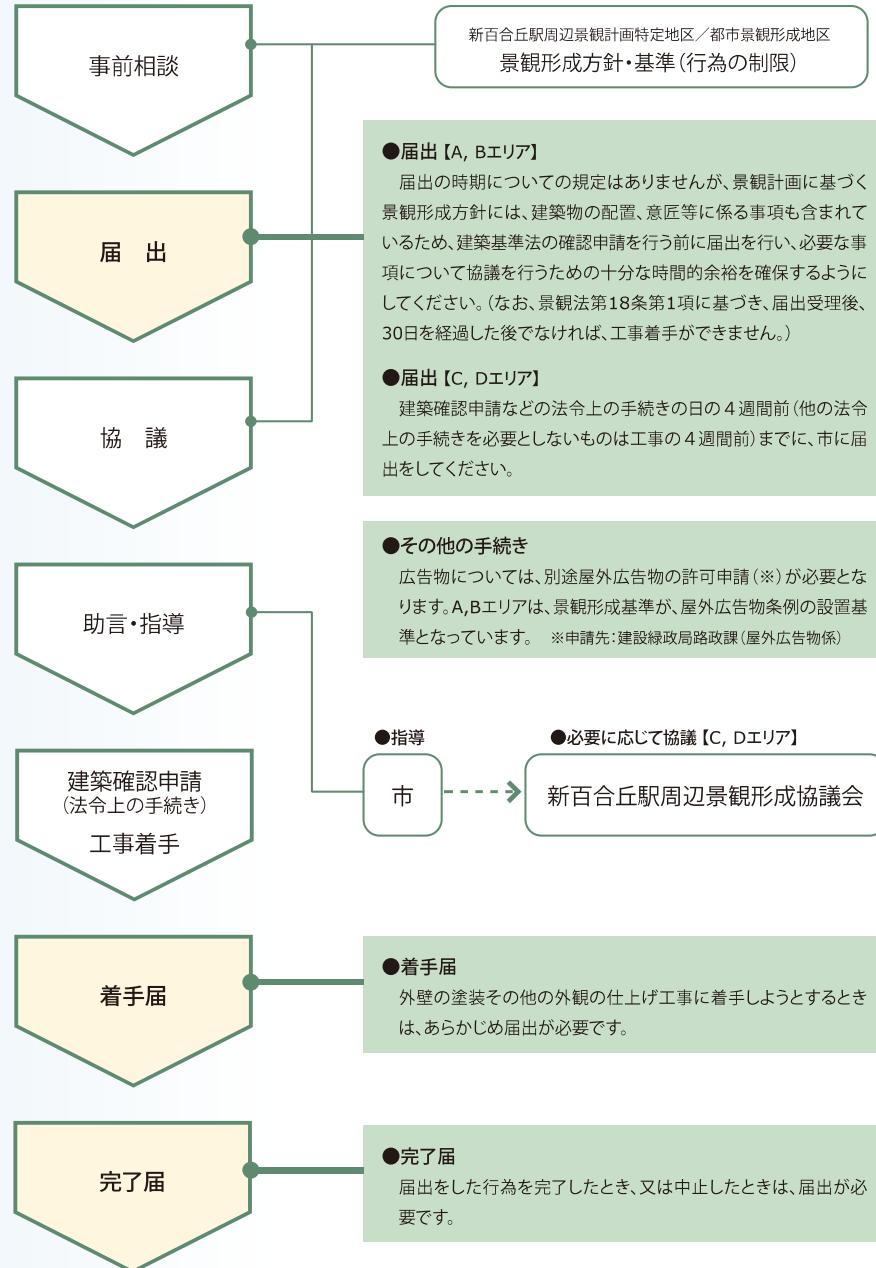
- 建築物や植栽等をライトアップし、夜間景観の演出に配慮する。
【A, B, Cエリア】
- 拠点サインやバスシェルターなどを防犯上のあかり施設としてとらえてデザインするよう努める。
【A, B, Cエリア】

新百合ヶ丘駅前の夜間景観



*色温度
色温度の低いものほど赤みをおびた光となり、高いものほど青みをおびた光となる。

届出の手続きについて



●方針・基準との整合性をチェック

新百合ヶ丘駅周辺景観計画特定地区／都市景観形成地区
景観形成方針・基準(行為の制限)

●届出【A, Bエリア】

届出の時期についての規定はありませんが、景観計画に基づく景観形成方針には、建築物の配置、意匠等に係る事項も含まれているため、建築基準法の確認申請を行う前に届出を行い、必要な事項について協議を行うための十分な時間的余裕を確保するようにしてください。(なお、景観法第18条第1項に基づき、届出受理後、30日を経過した後でなければ、工事着手ができません。)

●届出【C, Dエリア】

建築確認申請などの法令上の手続きの日の4週間前(他の法令上の手続きを必要としないものは工事の4週間前)までに、市に届出をしてください。

●その他の手続き

広告物については、別途屋外広告物の許可申請(※)が必要となります。A,Bエリアは、景観形成基準が、屋外広告物条例の設置基準となっています。※申請先:建設総政局路政課(屋外広告物係)

*景観形成方針に合致し、かつ優れたデザインと認められるものについては、この基準によらず弾力的な運用を行うことができるものとします。
※A+Bエリアの屋外広告物については、屋外広告物条例による許可申請が必要になります。

① 景観計画特定地区【A, Bエリア】の場合

届出が必要となる行為



届出が除外となる行為

- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等
- 建築物の建築等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、床面積の合計が10m²以下のもの
- 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、その面積の合計が10m²以下のもの
- 工作物の建設等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、建築面積の合計が10m²以下、かつ、外部の面積が10m²以下のもの

既存のものへの基準の適用について

- 基準を施行した日(平成20年7月1日又は平成26年4月1日)に既に存する建築物、工作物で基準に適合しないもの(既存不適格物件)については、現存する状況のままで存置する限り、是正義務は発生しません。
- 既存不適格物件を含む敷地内において新たに別の行為を行う場合については、原則として新たに行う行為が基準どおりであれば、その他の既存不適格物件のは正義務は生じないものとします。
- 既存不適格物件の部分的な変更は、基準が満たされる具体的な計画(改善計画)に基づいて行うものとします。

違反について

- 届出をしなかった者、又は虚偽の届出をした者に対しては、罰則があります。(景観法第102条)
- 行為の制限に適合しない場合、届出者に対して、変更その他の必要な措置をとることを命ずることがあります。(景観法第17条)
- 変更命令に違反した者に対しては、罰則があります。(景観法第101条)

② 都市景観形成地区【C, Dエリア】の場合

届出が必要となる行為



届出が除外となる行為

- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等
- 建築物の建築等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、床面積の合計が10m²以下のもの
- 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、その面積の合計が10m²以下のもの
- 工作物の建設等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、建築面積の合計が10m²以下、かつ、外部の面積が10m²以下のもの
- 舗装、植栽その他土地の整備で、当該行為に係る部分の面積が10m²以下のもの

既存のものへの基準の適用について

- 基準を施行した日(平成12年4月1日)に既に存する建築物、工作物、広告物などで基準に適合しないもの(既存不適格物件)については、現存する状況のままで存置する限り、是正義務は発生しません。
- 既存不適格物件を含む敷地内において新たに別の行為を行う場合については、原則として新たに行う行為が基準どおりであれば、その他の既存不適格物件のは正義務は生じないものとします。
- 既存不適格物件の部分的な変更は、基準が満たされる具体的な計画(改善計画)に基づいて行うものとします。

違反について

- 景観形成基準に適合しない場合、届出者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導する場合があります。(景観条例第21条)
- 届出をしなかった者、助言及び指導に従わない者に対し、届出をし、又は助言及び指導に従うよう勧告する場合があります。(景観条例第21条)